

部会における検討事項について

第 1 参入促進部会における検討事項（案）

1 「福岡県介護情報ひろば」の利用促進について

（1）「福岡県介護情報ひろば」について

協議会や協議会参加機関・団体が、介護の仕事への正しい理解を促すとともに、介護の仕事に就きたい方などへの情報発信を行うため、平成 28 年度にホームページを開設し、管理・運用を行っている。

（2）現状及び課題

「福岡県介護情報ひろば」上において、各団体からのイベント情報を掲載することができるが、ここ数年の間更新されておらず、活用できていない。そのため、当該ホームページへのアクセス数も低調となっている。

（3）検討事項

福岡県介護人材確保・定着促進協議会ホームページのイベント情報の利用促進及びホームページ内容の検討

（4）過去の検討事項（平成 30 年度）

過去の協議会において、検討した事項については次のとおり。

- ①ホームページを周知するにあたり、毎月県の広報に掲載できないか。
→県公報は掲載枠に限りがあるため、毎回の掲載はできない。
- ②ホームページを検索する際、検索結果として上位に表示することはできないか。
→検索ワードの登録等に膨大な時間を要し、また、検索エンジンによっても対応方法が異なるため、対応は困難。
- ③福岡県庁のホームページにリンクを掲載すべき。
→対応済み。
- ④ホームページの名称を変更してはどうか。
→ホームページの名称の変更は可能であると考えられるが、数年運営したホームページの名称を変更することにより却ってアクセス数が減少することが懸念される。
- ⑤ホームページを検索する際の検索ワードが少ない。（正式名称を入力しないとヒットしない。）検索ワードを設定できないか。
→検索エンジン側の都合によるため、設定は困難。
- ⑥福祉人材センターのホームページにリンクを掲載してはどうか。
→対応済み。

第2 環境改善・人材育成部会における検討事項（案）

1 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業 （地域医療介護総合確保基金メニュー）

（1）事業目的

在宅の介護現場における介護従事者の安全を確保し、介護サービスの円滑な提供体制の構築を図る。

（2）現状及び課題

令和5年3月に実施した「在宅の医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント実態調査」より次のような結果が得られた。

- ・利用者等からの暴力・ハラスメントを受けた経験がある従事者が約4割
- ・包丁を突き付けられた等の生命の危機を感じる事例あり
- ・管理者向けの調査回収率は17.2%と低く、問題意識が低いためと考えられる
- ・暴力・ハラスメント対策を行う上での課題として、「対策を行うための時間的余裕がない」「具体的にどうしたらいいかわからない」などの意見が多く、対応に苦慮している実態あり
- ・今後必要な対策として、「複数人での訪問」「相談しやすい環境をつくる」「基本方針やマニュアルを定める」などが多く挙げられた
- ・その他の意見として、「サービスの適正利用に関する利用者等向けの周知や啓発が必要」「暴力・ハラスメント対応の事例を共有してほしい」などの意見あり
- ・複数名訪問※について、「対応できる人員の不足」「本人・家族等の同意が得られない」という理由で複数人での訪問ができていない実態あり

※訪問看護・訪問介護において、利用者からの暴力行為等が認められる現場において、利用者や家族等が同意すれば、複数名訪問加算が可能

（3）施策（案）

①複数名による訪問費用の補助及び訪問補助者の派遣

ア) 複数名による訪問費用の補助

利用者等からの同意を得られない、または、利用者以外からの暴力・ハラスメント対策のために複数名訪問加算ができない場合に費用の一部を補助する。

【補助対象】 県内訪問介護事業所及び（介護予防）訪問看護事業所

イ) 複数名による訪問補助者の派遣

複数名で対応する必要があるが訪問ができる人員が確保できない場合に、訪問補助者（無資格者）を派遣する。

【派遣先】 県内訪問介護事業所及び（介護予防）訪問看護事業所、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所等

②安全確保対策費用の補助

複数名による訪問体制が困難な事業所において、1人訪問時の安全確保対策を講じるための費用の一部を補助する。

【補助対象】 県内訪問介護事業所、（介護予防）訪問看護事業所、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所等

【補助対象経費】セキュリティサービス導入経費

③専用相談窓口の設置

利用者等からの暴力・ハラスメントについて、相談できる環境をつくるため、県内介護事業者からの相談（法的相談を含む）を受け専用相談窓口を設置する。

④県民（サービス利用者・家族等）への啓発事業

介護サービスを利用する県民向けに、適正利用に係る啓発チラシ等を配布する。あわせて、介護サービスを利用する県民に対して、心身の負担や介護サービスに対する不満を相談できる窓口や、介護従事者からの虐待等に関する相談窓口など、既存の相談窓口※を周知する。

※地域包括支援センター、福岡県国民健康保険団体連合会、福岡県運営適正化委員会 等

第3 両部会における共通検討事項（案）

1 介護生産性向上推進事業（地域医療介護総合確保基金令和5年度新規メニュー）

（1）事業の概要

都道府県が主体となって、介護ロボット・ICT等テクノロジーを活用しての生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口である介護生産性向上総合相談センターの設置の取組を行うことにより、介護現場における生産性向上や人材確保の取組を推進する。

（2）介護生産性向上総合センターの役割

これまで国や都道府県・市区町村をはじめとする様々な実施主体において、実施されてきた生産性向上に関する取組について、介護生産性向上総合相談センターがハブとして機能することで、様々な実施主体により分散して行われていた情報を整理し、効率的な事業展開が可能となることが期待される。

（3）介護生産性向上総合センターの事業内容

- ①介護事業所からの生産性向上・人材確保の取組等に関する相談対応等
- ②介護ロボット等の機器展示
- ③介護ロボットの試用貸出
- ④介護現場における生産性向上の取組に関する研修会
- ⑤生産性向上に取り組む介護事業所に対する有識者の派遣
- ⑥他の機関との連携